

公 告

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告する。

なお、その変更届出書等は令和6年6月21日から4月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

令和6年6月21日

岐阜県知事 古田 肇

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマダ電機テックランド各務原店
各務原市鵜沼三ツ池町三丁目132番地 外

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社エイチ・ツー・オー商業開発
代表取締役 今井 康博
大阪市西成区花園南一丁目4番4号

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

項目	変更前	変更後
荷さばき施設の位置及び面積	① 259.3 m ² ② 127.5 m ²	① 259.3 m ² ② 127.5 m ² ③ 20.0 m ²

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

項目	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	① 10:00～22:00 ② 10:00～20:00	① 10:00～22:00 ② 7:00～22:00
来客が駐車場を利用することができる時間帯	9:30～22:30	6:30～22:30
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	9:00～21:00	① 9:00～21:00 ② 6:00～22:00 ③ 22:00～6:00

4 届出年月日

令和6年6月6日